

## 三井寺公胤の筆跡について

はじめに

道元（一一二〇〇～一一二五三）の參師として知られ、学僧として名高い三井寺の公胤（一一四五〇？）<sup>1</sup>には、浄土宗の開祖である法然（一一三三～一二二二）の『選択集』を論破するために撰述した、『浄土決疑抄』三卷があつたと伝えられている。この『浄土決疑抄』三卷は、建長二年（一二五〇）に書かれた『高山寺聖教目錄』第八十九乙に、「浄土決疑抄三卷（三井公胤僧正抄）」とあることから、建長の頃までは存していたらしいが現存していない。

あるいは、『了因決』<sup>3</sup>卷三十二「灌頂」には、「大日房云、公胤第五三昧耶仏所説也。人不<sup>レ</sup>知<sup>レ</sup>之云云。（中略）彼公胤所<sup>レ</sup>云、第五三昧耶此常第五三昧耶中又説<sup>レ</sup>之。是仏境界也。仍別物取合云也、云云。」<sup>4</sup>とある。この記述は、大日房能忍と公胤との直接の交流を示すものではないと考えられるもの

## 館 隆 志

の、能忍が公胤の著作等を読んでいたと解すことができ得るため、公胤には『浄土決疑抄』を撰述する以前にも何らかの著作があつた可能性が指摘でき得る。ただし、これがどのような書物であつたかは不明であり現存もしていない。

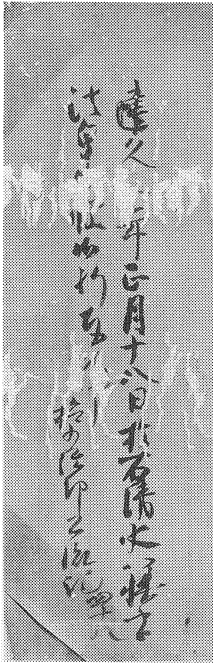
ほかに、源信（九四二～一〇一七）撰「白骨觀」を模したとみられる公胤撰「白骨觀」が叡山文庫の真如藏<sup>5</sup>に所蔵されているが、これは静海が書写していた公胤撰「白骨觀」を、永祿元年（一五五八）閏六月に静海の弟子である静久が書写したものである。静海や静久が如何なる人物であつたのかは不明であるが、少なくとも公胤自筆の大部の書物は現存していないということなる。

幸いにして、お茶の水図書館成篋堂文庫所蔵の『維摩経卷中』と、大東急記念文庫所蔵の『仏説无量寿仏化身大忿迅俱摩羅金剛念誦瑜伽儀範法』には、公胤の自筆と考えられる奥書が存している。

そこで、本稿では、お茶の水図書館成篁堂文庫所蔵の『維摩経卷中』奥書と、大東急記念文庫所蔵の『仏説无量寿仏化身大忿迅俱摩羅金剛念誦瑜伽儀範法』奥書に見られる公胤の筆跡を紹介し、公胤自筆の資料とその周辺について考察したい。さらに、後に他の資料において公胤の筆跡を確認するための足がかりとすることを目的としておきたい。

成篁堂文庫所蔵『維摩経卷中』奥書について

『維摩経卷中』一卷<sup>7</sup>は、奈良朝に書写されたものであり、大きさは、界高約六寸七分、界幅約六分半、紙幅約八寸四分弱であり、後に表紙が付されている。鎌倉期の校異及び付訓（片仮名）の加筆がある。巻末に別筆行書体にて左の墨蹟識語の加筆があり、これが三井寺公胤の自筆の識語と考えられるのである。



建久<sup>三才</sup>年正月十八日於石清水八幡宮  
法皇<sup>御</sup>御祈奉<sup>了</sup>

権少法印公胤記 四十八

これによれば、建久三年（一一九二）一月十八日に、後白河法皇（一一二七〜一一九二）の御惱（病氣）の際に、公胤が石清水八幡宮において病氣平癒を祈禱し、『維摩経』を供養したことが知られる。この時供養したとみられる『維摩経』のうち、現在伝わっているものは巻中のみであるが、おそらく当時は上中下の三巻を供養し、三巻ともに同様の奥書が存していたと推測される。

後白河上皇は、建久二年十二月頃より病気に悩み、翌月の閏十二月には病気が重くなりはじめ、遂に翌年の建久三年三月十三日に崩御している。石清水八幡宮での祈禱の記録は見られないものの、各地の寺社で祈禱の記録がみられ、『維摩経卷中』の奥書が記された前日に当たる一月十七日にも、上皇の病氣平癒のため六条殿において孔雀経法<sup>13</sup>が修されたことが知られる。このような祈禱の一環として石清水八幡宮でも祈禱が行なわれたと考えられる。

また、『維摩経卷中』には虫損により判別し難い箇所がいくつか存しているが、公胤が四十八歳の時に記していることから、「建久□年」は「建久三年」であろう。さらに、「法皇□□」は「法皇御惱」であろう。これらは、後述する黒板勝

美氏の指摘による。それでは、なぜ三井寺の僧侶である公胤が、あえて石清水八幡宮において後白河上皇の病氣平癒の祈祷を行なったのであろうか。

### 公胤と石清水八幡宮

公胤と石清水八幡宮との関係が伺えるものはいくつか存しているが、そのもっとも代表的なものと言えるのは、『石清水八幡宮文書』の「宗清願文<sup>16</sup>」である。これによれば、石清水八幡宮別当である田中道清（一一六九～一二〇六）が、石清水八幡宮に千手堂を建立し、その新堂に千手像二十六体を納め、その法要に公胤を呪願として請して欲しいという立願を立てている。この立願を道清の子供であり、同じく別当を勤めた田中宗清（一一九〇～一二三七）が、建保五年（一二一七）一月二十七日に願文として記している。

さらに、田中道清の父は、別当を勤めた田中慶清（一一三〇～一一八七）<sup>17</sup>であるが、その母は三井寺長吏実慶（一一一七～一二〇七）の姉に当たる。<sup>18</sup>

（実慶姉）—田中慶清—田中道清—田中宗清

ここで注目すべきは、柳原家本『玉葉』正治三年（一二〇一）正月二十六日条の、

廿六日（丁丑）、或人云、実慶僧正之辺、頗成畏怖、是謀叛之

三井寺公胤の筆跡について（館）

徒党<sup>19</sup>。在彼門弟之中云々。実慶ハ公胤法印同体也、公胤与内大臣分身也。旁不可有疑殆之処、有此風聞、太奇云々。<sup>20</sup>  
という記述である。これは、九条兼実（一一四九～一二〇七）が正治三年一月二十三日の城長茂（一一五二～一二〇一）の変<sup>20</sup>についての所感を、その三日後である二十六日の日記に記録したものである。

その内容は、まず、実慶の門下に謀反の徒党がいたために、実慶の周辺は幕府から嫌疑がかけられるのではないかと畏怖しているという話を、九条兼実が伝え聞いたことにはじまる。そこで九条兼実が、「実慶と公胤は同体というほどの仲であり、その公胤と源通親（一一四九～一二〇二）は分身とも言うほどの関係があるから、源通親がこの事件に関係しているのではないか」と日記の中で推測しているのである。この記事から、実慶と公胤には特別な関係があることが知られるのである。公胤と石清水八幡宮との関係も、実慶の姉が、田中慶清の母であることに起因するのかも知れない。

さらに、『石清水八幡宮記録仏菩薩目録』<sup>21</sup>には、「黄不動。建保三年、寺焼失時、長史僧正公胤許御座時、八幡絵師西遊房寛舜図絵、同長史僧正開眼供養、七ヶ日供養法。」とあり、かつて石清水八幡宮に存した「黄不動」の模写（現存はしていない）は、園城寺の「黄不動」<sup>22</sup>を模写したものであったが、この「黄不動」は公胤が建保三年（一二一五）に石清水八幡

宮を訪れて七日間の開眼供養を修したものである。

また、「宮寺縁事抄精進（付准例事）」<sup>23</sup>に記される公胤が仏教の質問に答えた「内教問答」が、田中宗清の筆により現存していることも、これら交流の一環とも考えられるのである。ほかにも、『石清水八幡宮文書』によれば、かつて石清水八幡宮には公胤が撰述したと考えられる「公胤僧正地藏讚」<sup>24</sup>があったらしい。このように、公胤と石清水八幡宮との間には、何らかの特別な関係があったと考えられるのである。

ほかに注目すべき点として、鎌倉の鶴岡八幡宮は、源頼義（九八八〜一〇七五）が石清水八幡宮の分霊を勧請した由比若宮にあったが、治承四年（一一八〇）十月十二日、源頼朝（一一四七〜一一九九）が幕府を開くに際して現在地に移し、改めて石清水八幡宮を勧請したことを創始としている。後に、公胤は鎌倉にも下向していることなどから、あるいは、鎌倉幕府との関係が深い公胤であればこそ、幕府を経由して、石清水八幡宮との関係が存したのかもしれない。

公胤の鎌倉下向は承元三年（一一〇九）九月二十九日<sup>25</sup>であるが、建久元年（一一九〇）五月三十日<sup>26</sup>に公胤は鎌倉からの要請で、建久元年四月十三日<sup>28</sup>に亡くなった一条能保（一一四七〜一一九七）の妻の四十九日の供養導師を勤めている。この一条能保の妻とは、源義朝（一一二三〜一一六〇）の娘であり頼朝の同母妹である。公胤と鎌倉との関係の深さ

を現していると考えてよいだろう。

### 「徳富蘇峰宛黑板勝美書簡」について

『維摩経卷中』が所蔵される成簀堂文庫は、お茶の水図書館を創設した石川武美（一八八七〜一九六一）が、親交のあった徳富蘇峰（猪一郎、一八六三〜一九五七）から昭和十五年（一九四〇）に一括購入した文庫である。したがって、公胤自筆の識語を有す成簀堂文庫所蔵の『維摩経卷中』は、もと徳富蘇峰が所有していたものということになる。

徳富蘆花（一八六八〜一九二七）の兄としても知られる徳富蘇峰は、多くの著名人と交流があったことが知られており、神奈川県二宮町の徳富蘇峰記念館<sup>29</sup>には、約四万六千通（差出人約一万二千人）にも及ぶ明治・大正・昭和三代にわたる政治家をはじめ、各界の要人・文化人・学者からの書簡が所蔵されている。これらの書簡の差出人には、勝海舟・山県有朋・大隈重信・斎藤茂吉・夏目漱石・山本五十六・中江兆民・与謝野鉄幹・与謝野晶子・高浜虚子などの名が見られ、代表的な数人を上げただけでも、その交流は多岐に渡っていたことが知られる。

この徳富蘇峰記念館には、黑板勝美（一八七四〜一九四六）から徳富蘇峰に宛てた書簡が十一通存しており、そのなかに、

公胤自筆の識語を有する『維摩経卷中』に関する一通の書簡を見つけることができたので、ここに紹介しておきたい。

赤坂青山南町六丁目 徳富猪一郎様 貴展

肅啓。今朝は失礼候。さて其節拝見候。維摩頂経中巻奥書は、圍城寺長吏公胤僧正の筆跡に有之、他に未だ尔に見無御坐候ものに御坐候。建久□年は建久三年にて、後白河法皇、是年正月以後御惱重永、遂に三月崩御、諸方にて御祈有之たる事、当時の記録にて明了に御坐候。尤も石清水八幡宮に於て、御祈祷ありし事は、他に史料無之。此点よりも、我等には面白く御坐候。就ては事ご得く、史料編纂掛に於ても、右奥書写真相願、重致し条、拝借出来申間敷候。御申られ先の右御願申迄。差候べく候。四月廿二日黑板生拝 徳富老兄、拾右

二伸。今朝御願ひ、エスペラント第三大会に対し何か一筆、御執筆取計候はば幸甚に至候、御坐候。

黑板勝美は、東京帝国大学史料編纂員・東京帝国大学文科大學講師・助教・教授を歴任し、『国史大系』『続国史大系』等に次いで、昭和四年（一九二九）から『新訂増補国史大系』の編纂に着手し、日本史研究の基礎史料たる古典籍の普及に努めた人物である。この書簡は、大正五年（一九一六）四月二十二日に出されたものである。このことは、封筒に「東京帝国大学文化大学史料編纂所」の印が押されていることから

三井寺公胤の筆跡について（館）

確認できる。

現在、東京大学史料編纂所には、『維摩経卷中』の台紙付写真が貴重書として納められている。原蔵者は徳富猪一郎となつていたので、徳富蘇峰が所蔵していたものを撮影したのであろう。また蔵書として納められた日時が、大正五年（一九一六）四月であるので、黑板勝美から徳富蘇峰への書簡に對する形で直ちに撮影され、史料編纂所に納められたことが知られる。

おそらく、徳富蘇峰の所蔵していた『維摩経卷中』の公胤の自筆の奥書について、徳富蘇峰がこの奥書を写した写真と共に、当時史料編纂掛であつた黑板勝美に質問したのであろう。その返事がこの「徳富蘇峰宛黑板勝美書簡」と考えられるのである。徳富蘇峰と黑板勝美が公胤の筆跡について意見を交わしていたことは興味深く、当時の研究を知る上でも貴重な資料と言えるであらう。

この「徳富蘇峰宛黑板勝美書簡」によれば、黑板勝美は、『維摩経卷中』以外には公胤の筆跡の資料を他には見たことが無いと述べている。しかしながら、現在は公胤の自筆の可能性を有するものを、他に確認でき得るため本稿で紹介しておきたい。

大東急記念文庫所蔵『仏説无量寿仏化身大忿迅俱摩羅金剛念誦瑜伽儀範』奥書

大東急記念文庫<sup>31</sup>に所蔵される『仏説无量寿仏化身大忿迅俱摩羅金剛念誦瑜伽儀範法』<sup>32</sup>（以下、『儀範法』と省略）は、大きさは、界高約六分、縦八寸一分、横五寸であり、源表題を残し、外題の他に「理覚」の署名が半ば剥落しかけて残っている。その裏書の奥書には、

（奥書）

本云、長久二年十月四日庚辰、以藏本一校了

頼豪記

同四年四月六日、豪匠師許可読点粗了、

以美相房御本加墨点了、多本等交不中用也、後見吉々

可見別之而已、 猷記

以他本比勘之、薄墨則是也、

「以紫<sup>（紫筆）</sup>土奉受了、猷記」

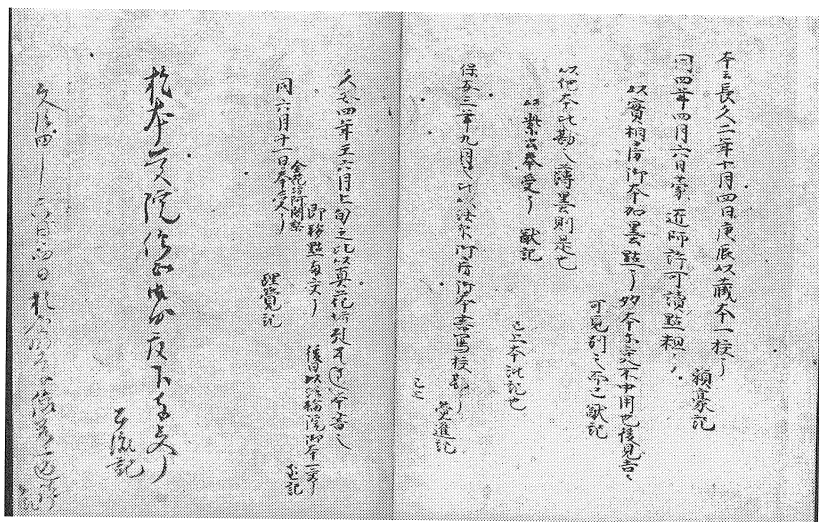
已上本訛記也、

保安三年九月之比、以法印御房御本、書写校勘了、

覚暹記

已上

久安四年閏六月上旬之比、以真花坊<sup>テジャリ</sup>本書之、



金花坊阿闍梨

即移点而交了、後日以法輪院御本一交了

記

同六月十一日奉受了、理覚記

〔於本覚院僧正御房殿下奉受了、公胤記〕

〔文治四一六月四日於全処奉俊尊一辺読了、公胤〕

とある。この識語によれば、まず長久二年（一〇四二）十月四日に頼豪（一〇〇二〜一〇八四）が蔵本一冊を以つて『儀範法』を校合している。次に、長久四年（一〇四三）四月六日に、頼豪が弟子に経本に読点を加えることを許可している。その弟子が、猷である。猷は、まず他の本を用いずに頼豪の本のみをもつて墨点を加えている。その後、他の本と頼豪の本を比較して校合し、それを薄墨にて記している。最後に、『紫土』を用い紫筆にて交合や異同を記し、その時点で頼豪から『儀範法』を伝授している。

その後、保安三年（一一二二）九月に覚暹が、師と考えられる法印（覚猷）の蔵本を以つて書写校合している。これを、久安四年（一一四八）閏六月上旬に、理覚が覚暹（真花房）の本を書写して、読点を移し、二つの本（覚暹の本と理覚が書写した本）を合わせて校合し、後日に法輪院（覚猷）の本とも比べて校合している。これを、久安四年六月十一日に理覚が伝授している。さらに、公胤が師である公顕（本覚院僧正、一一一〇〜一一九三）の房でこれを伝授し、文治四年

（一一八八）六月四日に、本書を俊尊が一通り読了した消息を公胤が記している。

本書には、朱・黒・紫色の訓点がいられれており、黒にも墨と薄墨との二種がある。このうち墨と薄墨と紫は覚猷によるものであるが、朱が誰の手によるものかは奥書からは不明である。いずれも同種の筆跡とみられるため、理覚が書写した際に、訓点の色までも正確に書写し校合したことが知られる。また、奥書のうち、「以紫土奉受了、猷記」は、紫色の顔料にて記されている。

まず、頼豪であるが、白河天皇（一〇五三〜一一二九）の護持僧を勤めたことでも知られ、密行の宗匠として名高く、あるいは、園城寺長吏を勤めたとも伝えられている。頼豪の弟子を『園城寺伝法灌頂血脈譜』から探してみても、諱の下字に猷という名を持つ僧侶は見あたらない。

しかしながら、『天台座主記』には、寺門派から天台座主になった覚猷（一〇五三〜一一四〇）が頼豪からも伝法法している消息が記されている。さらに、『園城寺伝法灌頂血脈譜』に記される覚猷の弟子には、覚暹の名がみられ、真花房という房号を持つことも共通している。また、後に理覚が校合する際に用いた本は、法輪院の本であり、覚猷は法輪院という房号を持っていたので、猷は覚猷のこと指すと考えて間違いないなろう。

鳥羽僧正として知られる覚猷<sup>⑧</sup>は、園城寺長吏・天台座主を歴任した僧であるが、画僧としても知られ、現在にも覚猷が描いた作品がいくつか伝えられており、確証はないが、国宝「鳥獸戯画」の作者に比定されている。また、覚猷は『熾盛仏頂威徳光明真言儀軌』においても紫土の顔料を用いていたことが知られている。この奥書には、

重以実相坊本比校了墨即是也

（墨書）

寛治五年十月十四日以龍雲坊本比校之

覚猷記（朱書）

以他本重比校之紫土是也

猷記（紫書）

とあり、覚猷はこの時の校合においても、墨・朱・紫筆などを用いそれ以前の校合と区別していることが知られ、最後の交合は「紫土」の顔料を用いている。覚猷が『熾盛仏頂威徳光明真言儀軌』と同じく、『儀範法』においても、最後に紫土を用いて校合していることは興味深い。

覚猷の弟子が覚暹である。覚暹については詳細は不明であるものの、『園城寺伝法灌頂血脉譜』には、

覚猷前大僧正授廿一人（中略）

覚暹、真花房、同（保延）四、同（二）、十五、六人<sup>⑨</sup>

とあり、真花房と号し、保延四年（一一三八）二月十五日に覚猷から伝法したことが知られる。覚暹が『儀範法』を書写

したのは、保安三年（一一二二）九月であるので、覚暹は覚猷に伝法する十六年も前に、『儀範法』を書写していたことになる。

次いで、覚暹の本を、理覚が書写している。『儀範法』奥書の理覚については、『大東急文庫貴重書解題』の解説によれば、高野山の学僧であった理覚（？～一一八一）<sup>⑩</sup>ではないかと指摘している。園城寺の僧侶に伝わったとみられる經典の奥書に、高野山の学僧の理覚の名が記されることが不自然に感じられるものの、覚猷が新義真言宗の祖である覚饒（一〇九五～一一四四）に伝法している消息<sup>⑪</sup>や、公胤が、高野山奥院において供養導師を勤めている消息<sup>⑫</sup>など、『儀範法』の伝授識語にその名がみられる覚猷・公胤と、高野山との関係が全くなかったわけではない。

しかしながら、高野山の学僧である理覚は、実際には理覚房心蓮であり、理覚は房号のことを指している。通常、署名に用いるのは諱であって、房号ではない。なによりも、ここでいう理覚は自らを金花坊と号している。したがって、ここでいう金花坊阿闍梨理覚が高野山の学僧である理覚房心蓮の可能性は低いのではないだろうか。すなわち、理覚は園城寺の僧侶であった可能性が考えられるのである。ちなみに、『心記』とあるが、『心』はラクと読む。「**ヲイ**」をアジャリと読んでいることを踏まえるならば、理覚の覚に



「**心**」の梵字を当てたものと推測される。

そこで、『園城寺伝法灌頂血脈譜』を調べてみると、

真円前大僧正授五十九人（中略）

理覚、宝幢、大捕、同（治承二年）——同（十二月）——廿一、同所四人、阿弥陀、中務大捕源能明子、

とあり、理覚の名が真円（一一一七—一二〇四）の弟子として見られる。ただし、奥書に見られる理覚が『儀範法』を書いたのが、久安四年（一一四八）であり、治承二年（一一七八）に伝法する三十年も前に、すでに阿闍梨となつて『儀範法』を書写していることになるため、『儀範法』の奥書に見られる理覚が、真円より伝法灌頂を授かつた理覚その人であるかは疑問が残る。

そこで、『園城寺伝法灌頂血脈譜』から、金花坊を号する僧侶を探してみると、

頼豪阿闍梨正授卅五人（中略）

証恵、金花坊、延久元年（一〇六九）——五——廿九、同所十人<sup>46</sup>

良修法眼授廿八人（中略）

瑯猷、金花坊、保延四（一一三八）——二——十七、法輪院、伊賀、民部大捕源憲明子<sup>47</sup>

という、二人の僧侶の名が挙げられるが、金花坊を号する証恵と瑯猷は伝法の記録以外ほとんど不明である。金花坊理覚が、真円弟子の理覚その人であるかは明確ではないものの、

三井寺公胤の筆跡について（箱）

『儀範法』の久安四年（一一四八）閏六月十一日の伝授識語を踏まえるならば、少なくとも金花坊理覚は瑯猷を前後する形で金花坊に住した園城寺僧侶と考えることができよう。

金花坊を号する瑯猷は、法輪院（覚猷の住房）で伝法していることが知られる。さらに、金沢文庫所蔵『歡喜天次第』の奥書によれば、『歡喜天次第』は、覚猷から乗覚（不祥）を経由して瑯猷に伝授されていることが知られる。そのため、金花坊と覚猷にはなんらかの關係があつたのかもしれない。また理覚という諱を踏まえるならば、覚猷や覚暹と何らかの關係を有する僧侶であつた可能性は十分に考えられる。ちなみに、以後の記録には、金花坊の名前が見られないことから、金花坊は長寛元年（一一六三）の比叡山の焼き討ちで焼失し、以後も再建されなかつた可能性が考えられる。

したがって、『儀範法』は園城寺の僧侶の間で伝授されたと考えられ、これを後に公頭が手に入れ、公胤に伝授したのであろう。

また、文治四年（一一八八）六月四日に、この本を一通り読了した俊尊であるが、その詳細は不明であるものの、『園城寺伝法灌頂血脈譜』には、

真円前大僧正授五十九人（中略）

俊尊、住無戲論、定喜院、寿房、八葉文殊、住久我、同（建久五年）——同（十二）——十七、同所四人、神——性舜、唱——能隆、

とあり、俊尊が建久五年（一一九四）十一月十七日に真円より伝法灌頂を授かっている消息が知られる。公胤の持する『儀範法』を、俊尊が一通り読了したのは文治四年（一一八八）六月四日であり、年代的には、符号していると考えてよく、俊尊が真円より伝法する前に一通り読了したものと考えられるのである。

したがって、『儀範法』奥書の識語のうち、後段二行の識語が公胤の自筆の識語と考えられるのである。このうち、『維摩経卷中』奥書にも、存している文字は「正・月・日・於・御・奉・了・公胤記・四」であるので、これを更に両本比較したものが、「公胤筆跡の比較表」である。両本の文字が少なく、また虫損の箇所も多いため、正確に比較でき得る文字は少ない。しかしながら、全体的に両本の筆跡は酷似しているように思われ、特に両本ともに最も鮮明に残る署名については、同一人物によるものと考えて問題はなからう。したがって、『維摩経卷中』奥書と『俱摩羅金剛念誦瑜伽儀範法』奥書は、共に公胤の親筆の奥書である可能性が高いと言えるであろう。

妙法院所蔵資料について

『昭和現存天台書籍総合目録 増補・索引』<sup>10)</sup>には、公胤の

識語・奥書の可能性を有する資料が数点載せられている。

十方神供（五六六頁）

② 一卷③折⑦〔奥〕元仁二年（一二二五）…書写…公胤⑨

妙法院

金剛頂瑜伽文殊師利菩薩法一品（七二二頁）

② 一卷③小⑤不空譯⑦〔奥〕建曆元年（一二二一）季九月

…於綾小路房…奉受了 尊性 公胤 同聽⑨妙法院

焰魔天供略記（八〇九頁）

② 一卷③折⑦〔奥〕嘉祿元季（一二二五）六月…写…公胤

⑨妙法院

ここに挙げた三点の資料は、いずれも妙法院の所蔵である。南叡山妙法院は京都市東山区にあり、開基は最澄（七六六―八二二）と伝えられる天台宗の寺院である。皇族・貴族の子弟が歴代住持となる寺院を指して「門跡」と称するが、妙法院は青蓮院、三千院（梶井門跡）とともに「天台三門跡」と並び称されてきた門跡寺院である。

妙法院所蔵の資料は本来非公開であるが、今回特別にご許可を頂き調査を行なった。その調査の結果、『昭和現存天台書籍総合目録 増補・索引』には「十方神供」「金剛頂瑜伽文殊師利菩薩法一品」「焰魔天供略記」の三点ともに「公胤」と記されているが、実際には「公胤」であることが判明した。また、筆跡についても、公胤の筆跡とは異なっていた。した

がって、調査の結果として、妙法院所蔵資料については、公胤による奥書ではないことが明らかになったのである。

### おわりに

本稿では、成實堂文庫所蔵『維摩経卷中』奥書と、大東急記念文庫所蔵『俱摩羅金剛念誦瑜伽儀範法』奥書にみられる公胤の筆跡を紹介することができた。

公胤の筆跡は、徳富蘇峰と黒板勝美ともに注目していたものであり、両者が書簡を交わしていた当時は『維摩経卷中』奥書が公胤自筆の唯一のものと考えられていたが、他にも大東急記念文庫所蔵『俱摩羅金剛念誦瑜伽儀範法』の奥書が存在していた。

この二資料を比較し考察した結果、成實堂文庫所蔵『維摩経卷中』奥書と、大東急記念文庫所蔵『俱摩羅金剛念誦瑜伽儀範法』奥書は、ともに公胤の自筆の奥書であることが確認できたのである。

本稿において、徳富蘇峰と黒板勝美が他に比べることができなかつた公胤の筆跡を紹介し比較できたことは、意義深いと言えるであろう。

(補記) 本稿制作にあたり、平成十九年四月十三日に、神奈

三井寺公胤の筆跡について(館)

川県二宮町の徳富蘇峰記念館に赴き調査を行いました。次に、平成十九年七月四日に、東京都世田谷区上野毛の五島美術館に赴き調査を行いました。これらの調査の結果を踏まえ、五島美術館より特別にご許可を頂き、写真撮影並びに写真掲載することができました。また、五島美術館の調査を基に、お茶の水図書館成實堂文庫に写真転載の許可を申し入れたところ、所蔵している写真の貸与を提案していただき、写真を掲載することができました。さらに、平成十九年十月十二日に、京都府妙法院のご厚意により、非公開の書物でありながら、調査をさせていただくことができました。調査にご助力頂きましたみなさまに、この場をお借りて深くお礼申し上げます。

### 註

- (1) 公胤の先行研究には、高瀬承敏「三井寺公胤僧正に就いて」上・下(『仏書研究』四十三・四十四、一九一八年。復刻版『仏書研究』名著普及会、一九八一年)・拙稿「三井寺の公胤について(上)(下)―(駒澤大学仏教学部論集)三十七、二〇〇六年)、『駒澤大学禅研究所年報』十八、二〇〇七年)などを参照されたい。
- (2) 『高山寺聖教目録』(『高山寺経蔵古目録』高山寺資料叢書第十四冊、一九八五年)四二頁
- (3) 『了因決』は、建武二年(一一三三)に、栄西を派祖とする

- 葉上流に属する上野世良田(群馬県)長楽寺真言院了恵が、台密の口伝法門の秘伝を集記したものである。
- (4) 『了因決』卷三十二「灌頂」「五種三昧耶」(『大正新修大藏經』第七十七卷、統諸宗部八、一九三二年)一六七頁
- (5) 真如藏は現在は叡山文庫に移管されているが、もともとは滋賀県大津市坂本の実藏坊に所蔵されていた藏書である。天台宗の学僧であった実藏坊の実俊(一一八一—一七〇二)が、何十年もかけて膨大な書籍を書写蒐集したものが基となり、以後、実藏坊の僧侶たちが代々これらの藏書を守り、それを補充してきたものが現在の真如藏である。
- (6) 公胤撰「白骨観」については、拙稿「叡山文庫所藏・公胤撰「白骨観」について―翻刻と源信撰「白骨観」との比較を通して―」(『宗教学論集』第二十七輯、二〇〇八年)を参照されたい。
- (7) 『お茶の水図書館蔵新修成篋堂文庫善本書目』石川文化事業財団お茶の水図書館、一九九二年、八九頁。本稿における『維摩經卷中』の外観の記述などは、同書解説による。
- (8) 『維摩經卷中』奥書の写真は、お茶の水図書館成篋堂文庫より許可を頂いて掲載している。
- (9) 『玉葉』建仁二年十二月四日条
- (10) 『玉葉』建仁二年閏十二月十八日条
- (11) 『百練抄』『玉葉』『明月記』等、建仁三年三月十三日条
- (12) 六条殿は、後白河法皇の御所として知られる。平安時代末期は、後白河法皇の近臣の平業忠の邸宅であったが、その縁で法皇は寿永二年(一一八三)にこの邸宅へ移る。この六条殿は文治四年(一一八八)に焼失してしまうが、法皇はこれを一町に拡張して再建し、邸内には大規模な持仏堂が営まれた。それが長講堂である。
- (13) 孔雀明王を本尊とした密教呪法を孔雀経法とよび、真言密教において孔雀経法による祈願は鎮護国家の大法とされる最も重要視された修法の一つである。また、この修法は病氣平癒の祈禱にも用いられた。
- (14) 『孔雀経御修法記』(『続群書類従』第二十五輯下、釈家部、続群書類従完成会、一九二四年)三七五頁
- (15) 『石清水文書』所収「石清水八幡宮田中宗清願文」(『大日本古文書』家わけ第四、石清水文書之二、一九一〇年)四八〇—四九二頁
- (16) 慶清は、平安末の石清水八幡宮別当であり、中別当と号していた。檢校勝清の子であり、母は三井寺長吏実慶の姉に当たった。永暦元年(一一六〇)八月に法印に叙せられ、同年十月十七日に別当に補せられている。文治三年(一一八七)十二月二十八日に、五十八歳で示寂している。
- (17) 『慶清昇進記』(『大日本古文書』家わけ第四、石清水文書之二、一九一〇年、四〇六頁)には、「慶清、父檢校勝清、母三井寺長吏実慶僧正妹」とある。また、『石清水祠官系図』(『続群書類従』第七輯上、系図部、続群書類従完成会、一九二八年、二二六頁)には、「母佐渡守源朝俊女、三井寺長吏実慶僧正妹」とあり、慶清の母は、源朝俊の子であり、実慶の「妹」であることが知られる。実慶の生没年と慶清の生没年を踏まえるならば、実慶の母は、実慶にとっては姉に似た存在であろう。そのため、ここで「妹」は、女のきょうだいのことを指すと考えられる。実慶については、『寺門伝記補録』卷十四「長吏高僧伝下」(『大日仏』第一二七、三四一頁)の実慶伝に「実慶、佐渡守源朝基子」とあり、実慶が源朝基の子であると記されている。ただし、源朝基は佐渡守ではない。そのため、『尊卑分脈』(第三篇、吉川弘文館、

一九八一年、四一一頁)にある如く、実慶は源朝俊の子であると考えられ、慶清の母は実慶の姉に当たると考えてよいだろう。

(18) 柳原家本『玉葉』は、宮内庁書陵部に所蔵される『柳原家記録』に所収される『玉葉』の断簡である。多賀宗集『玉葉索引 九条兼実の研究』(吉川弘文館、一九七四年)に、『玉葉断簡』として翻刻がなされている。

(19) 橋本義彦『源通親』(新装版人物叢書、吉川弘文館、一九九二年、一五〇—一五九頁)においても、源通親と九条兼実との関係に触れる際に、引用している。

(20) 城長茂(一一五二—一二〇二)が、正治三年一月二十三日に、後鳥羽上皇に対して源頼家討伐の宣旨を下すように院御所を囲み要求したが、宣旨が得られずに、その後、幕府軍の追討をうけ大和吉野にて殺されたという事件である。紙面の都合上、詳細は省いておきたい。

(21) 『石清水八幡宮記録 仏菩薩目録』一卷は、見返しの墨書によつて、嘉禎三年五月十日に、石清水八幡宮別当で検校法印の田中宗清が、修理別当の田中行清に譲った水文小厨子と白木大厨子等の「仏菩薩目録」であることが知られる。同書については、『石清水八幡宮記録 仏菩薩目録』(帝國美術院付属美術研究所編輯『美術研究』第四十一号、一九三五年、三九—五二頁)や、『石清水八幡宮史料叢書』巻五、造営・遷宮・回祿(石清水八幡宮社務所、統群書類従完成会、一九七五年、五六七—五八八頁・同書解説、六八二頁)などに、全文と解説が載せられている。

(22) 園城寺に伝わる「黄不動」(絹本着色園城寺金色不動明王像)は、円珍(智証大師、八一四—八九二)修行中の感得像であり、寺門派伝法灌頂の受者にのみ礼拝が許される秘仏として

三井寺公胤の筆跡について(館)

も知られている。秘仏ではあるものの、この「黄不動」の模写模刻は平安時代なかば頃から行なわれるようになったらしく、現存するものだけでもかなりの数が知られている。これらの模写模刻の内でも著名なものが、制作年代が最も古くかつ作柄も傑出しているとされる、京都府曼殊院に所蔵される「黄不動」(国宝・絹本着色不動明王像)である。「黄不動」

に関する論文は多く、安嶋紀昭「金色不動明王画像の研究—根本像と曼殊院本—」(『東京国立博物館紀要』第二十九号、一九九四年、五一—一七六頁)には詳細な考察の他に、「黄不動」(金色不動明王画像)に関する論文・解説類が列挙されている。その後に出された「黄不動」に関する注目すべき論文としては、安嶋紀昭「鎌倉時代黄不動尊画像の一遺例」(『東京国立博物館研究誌』第五四一—五四二号、一九九六年、五七—八四頁)・中前正志「園城寺黄不動画像の作者についての再検討—『雑談鈔』第三十話『仏師仁算ノ事』をめぐって—」(『古代文化』第四八〇号、一九九九年、二五—三七頁)・柳澤孝「園城寺国宝金色不動明王画像(黄不動)に関する新知見—不動明王画像修理報告—」(『美術研究』第三八五号、二〇〇五年、一三五—一四九頁)などが挙げられる。

(23) 「宮寺縁事抄精進(付准例事)」(『大日本古文書』家わけ第四、石清水文書之五目次、田中文書附録、官寺縁事抄、五七七—五七八頁)

(24) 「石清水文書石清水靈御宮事裏文書」所収「石清水八幡宮文書目録」(『鎌倉遺文』古文書編第六卷「四四三〇」)に「第十八、公胤僧正地藏讚」とある。

(25) 「吾妻鏡」治承四年十月十二日条

(26) 「吾妻鏡」承元三年九月二十九日条

(27) 「吾妻鏡」建久元年六月十日条

- (28) 『吾妻鏡』建久元年四月二十日条
- (29) 徳富蘇峰記念館は、蘇峰の晩年の秘書を務めた塩崎彦市が、昭和四十四年に神奈川県二宮町の塩崎邸内に建築したものである。塩崎亡き後は、遺族が「財団法人徳富蘇峰記念塩崎財団」を設立し、現在に至っている。
- (30) 内訳は、封筒十葉書一(直筆十印刷一)。「徳富蘇峰宛書簡目録」徳富蘇峰記念塩崎財団、一九九五年、一二八頁
- (31) 財団法人大東急記念文庫は、昭和二十四年(一九四九)に当時の東京急行電鉄が、現在の東京急行電鉄、京王電鉄、京浜急行電鉄、小田急電鉄に当たる四つの鉄道会社および東急百貨店に分離、再編成されたことを記念して、設立した財団法人である。もとは上目黒にあったが、現在は世田谷区上野毛の五島美術館の館内にある。
- (32) 『大東急記念文庫貴重書解題』第二巻、仏書之部、一九五六年、五三頁。本稿における『仏説无量寿仏化身大忿迅俱摩羅金剛念誦瑜伽儀範法』の外観の記述などは、同書解説による。また、『平安遺文』題跋編、一九六八年「一八一〇」には、奥書の全文を載せる。
- (33) 大東急記念文庫には、『俱摩羅金剛念誦瑜伽儀範法』を写真撮影したものは無かったが、今回特別に御許可を頂いて新たに写真撮影したものを掲載している。
- (34) 『大東急文庫貴重書解題』と『平安遺文』では、「全処奉」と読んでいる。全処(同所)であれば、公頭の住房である本覚院のことを指す。「奉」の字については、字体の比較を行なった結果、前行の「奉」や、『維摩経卷中』の「奉」とは少し異なっているようにも見受けられる。あるいは「寺」ではないかとも考えられるため、「金剛寺」と書かれているのではないかと考えられる。ただし、ここでいう金剛寺が如
- 何なる寺院であるかは不明であり、公胤や俊尊との関係も不明である。
- (35) 『大東急文庫貴重書解題』と『平安遺文』では、ともにこの二文字を判読していない。上の字については、かろうじて「俊」と読むことが可能であり、下の字については「尊」と読むことが可能である。そこで「俊尊」という名を持つ園城寺僧侶で、公胤と同時代の僧侶を「園城寺伝法灌頂血脈譜」より探し出すと、真円門弟の「俊尊」ただ一人が該当したのである。公胤と俊尊の関係は不明であるが、俊尊は山城国愛宕郡(京都府北区)の久我に住していた。同じく久我が籍を構えていた源通親と公胤との間に、分身とも言える関係が存していた。そのため公胤と俊尊にも、久我の地に関わる何らかの関係が存していたのかもしれない。
- (36) 「園城寺長吏次第」は、園城寺長吏の列記であり、それぞれに略伝が付されている。現在その成立が最も古い可能性があると考えられているのが、『統群書類従』第四輯下(統群書類従完成会、一九二七年、六八七―六八九頁)に収められているものである。この『統群書類従』所収「園城寺長吏次第」に、頼豪が園城寺長吏を勤めていたという消息が記されているもの、「統群書類従」以外の諸本にはその消息は記されていない。
- (37) 「園城寺伝法灌頂血脈譜」は天台寺門宗の法脈の継承を明らかにするものであり、「園城寺文書」第七巻、教学・教義(園城寺文書編纂委員会編、二〇〇四年、三五〇―四一七頁)に収録されている。
- (38) 「天台座主記」「第四十七前大僧正覚猷」(『統群書類従』第四輯下、統群書類従完成会、一九二七年)六〇〇頁
- (39) 覚猷の伝記には、『寺門伝記補録』巻十三「長吏高僧略伝巻

上」覚猷伝（『大日本仏教全書』第二二七冊、仏書刊行会、一九八一年、三三五頁）や、『天台座主記』（『群書類従』第四輯、補任部、統群書類従完成会、一九二九年、六〇八頁）があり、またその伝記を記したものと、竹居明男「鳥羽僧正覚猷行実」（『古代文化』第三十四卷第五号、一九八二年、二二二—二三五頁）がある。また、『日本古代中世人名辞典』（吉川弘文館、二〇〇六年、二〇七頁）や、『日本仏教人名辞典』（宝蔵館、一九九二年、一九九頁）や、『国書人名辞典』第一巻（岩波書店、一九九三年、四四六頁）などにも詳しい記述がある。

(40) 秋山光和氏の『平安時代世俗画の研究』第四章「平安絵画の色彩構成—特に紫色とその顔料—」の「覚猷使用の「紫土」の性格—『熾盛佛頂威徳光明眞言儀軌』の校合奥書—」（吉川弘文館、一九六四年、一〇一—一六頁）に詳しい。また、『熾盛佛頂威徳光明眞言儀軌』の奥書も同書に依る。さらに、同書には、覚猷の奥書として、『仏説无量寿仏化身大忿迅俱摩羅金剛念誦瑜伽儀範法』についても考察しており、奥書の写真も掲載している。しかしながら、あくまで覚猷の「紫土」を用いた奥書を主題として論を進めているため、奥書の写真も解説も、その前半部分のみに限られ公胤に関しては一切触れられていない。

(41) 『園城寺伝法灌頂血脈譜』（『園城寺文書』第七巻）三六二頁「理覚房心蓮の伝記」には、『高野山往生伝』（『大日本仏教全書』第一〇七冊、仏書刊行会、一九七九年、一七九頁）や、『本朝高僧伝』巻十三「紀州高野山沙門心蓮伝」（『大日本仏教全書』第一〇二冊、仏書刊行会、一九七九年、二二九頁）などがある。

(43) 『寺門伝記補録』巻十三「長吏高僧略伝卷上」の覚猷伝に、

三井寺公胤の筆跡について（館）

「院宣に依りて、長承二年（一一三三）九月二十日、鳥羽の証金剛院において覚鏝和尚（高野山正覚房、万歳小院弟子）に授く」とある。

(44) 『高野山御幸御出記』（『統群書類従』第二十八輯上、釈家部、一九二六年、二九三頁）と、『高野春秋編年輯録』巻七、承元元年三月二十七日条（『大日本仏教全書』第一三一冊、仏書刊行会、一九八一年、一三二頁）に依る。

(45) 『園城寺伝法灌頂血脈譜』（『園城寺文書』第七巻）三六六頁

(46) 『園城寺伝法灌頂血脈譜』（『園城寺文書』第七巻）三五七頁

(47) 『園城寺伝法灌頂血脈譜』（『園城寺文書』第七巻）三六二頁

(48) 『欲喜天次第』（『金沢文庫古文書（識語編）』金沢文庫、一九五六年）六九頁

(49) 『園城寺伝法灌頂血脈譜』（『園城寺文書』第七巻）三六七頁

(50) 『昭和現存天台書籍綜合目録 増補・索引』（法蔵館、一九七八年）に依る。②調巻③書形⑤編著者名⑦奥書等⑨所蔵場所

(51) 『妙法院と三十三間堂』（京都国立博物館、一九九九年、五八頁）の「十八契印儀範」によつて、公測の筆跡を確認し、同書「伝法日記 尊性法親王」（六四—六五頁）によつて、尊性法親王の筆跡を確認した。「金剛頂瑜伽文殊師利菩薩法一品」は、尊性法親王による筆跡の可能性があり、「焰魔天供略記」「十方神供」は公測の手によるものと推測される。

公胤筆跡の比較表

公胤		御	日	月	正	
	瑜伽儀範法					維摩經卷中
						瑜伽儀範法
	瑜伽儀範法	四	了	奉・寺	於	
						維摩經卷中
	瑜伽儀範法					瑜伽儀範法
						瑜伽儀範法

三井寺公胤の筆跡について(館)